

保護者の皆様へ

立命館中学校・高等学校

『立命館中学校・高等学校 給付奨学金・授業料減免制度』募集のご案内

『立命館中学校・高等学校給付奨学金制度』および『立命館中学校・高等学校 授業料減免制度』につきまして、下記のとおり受付を開始しますのでお知らせ致します。希望される方は事務室にて申請書類をお受け取りの上、締切厳守でご提出下さい。

(1) 願書提出締め切り

2018 年 6 月 22 日 (金) 提出先：事務室

(2) 応募資格

A：＜(給付)奨学金＞ ※年度ごとに申請可

本制度は、本校に在籍する生徒で、正課および課外・自主活動等において他の生徒の模範となつて意欲的に取り組む者のうち、経済援助の必要な者に立命館中学校・高等学校奨学金を給付し、学業を励ますことを目的とする。

以下の項目を全て満たす者

- ① 前年度末の成績において、評定平均値が原則として3.3以上ある者
- ② 学業・学校生活における取り組む姿勢が良好である者。
- ③ 原則として、公的奨学金を申請・受給している者（例：大阪府育英会等）

国の制度である「高等学校等就学支援金」は公的奨学金にはあたりませんのでご注意ください。

※中学生はこの限りではありません。

- ④ 中学生は原則として本校に 1 年以上在籍していること

B：＜授業料減免＞ ※在学中、適用は中高共通で 1 回限り

以下の項目を全て満たす者

- ① 家庭状況の急激な変化による経済的困窮のため、学業を継続できない者
（例：勤務先の倒産やリストラなどにより著しく収入が減少した場合）
- ② 高い学習意欲を有し、生活態度が良好である者
- ③ 中学生は原則として本校に 1 年以上在籍している者
- ④ 原則として、公的奨学金を申請・受給している者（例：大阪府育英会等）

国の制度である「高等学校等就学支援金」は公的奨学金にはあたりませんのでご注意ください。

(3) 提出が必要な書類

- ① 立命館中学校・高等学校 奨学金(または授業料減免) 願書
- ② 所得を証明する書類、ならびにその補足書類

例：平成 30 年度(平成 29 年分所得)『所得証明書』等

※同一生計の方全員分の収入についての証明が必要です。

立命館中学校・高等学校のA(給付)奨学金とB授業料減免の併用は出来ません。

※京都府在住の高校生の保護者の方へ※

京都府在住の高校生で京都府「私立高等学校あんしん修学支援事業」に基づく「授業料減免」制度(高等学校等就学支援金含み65万円上限)の適用となる世帯につきましては、当制度の対象外です。別途 6 月初旬配布予定の案内を必ずご確認ください。(こちらの申請書類提出締切も 6 月 22 日(金)です。)

＜お問い合わせ先＞

立命館中学校・高等学校事務室(奨学金担当)

TEL:075-323-7111